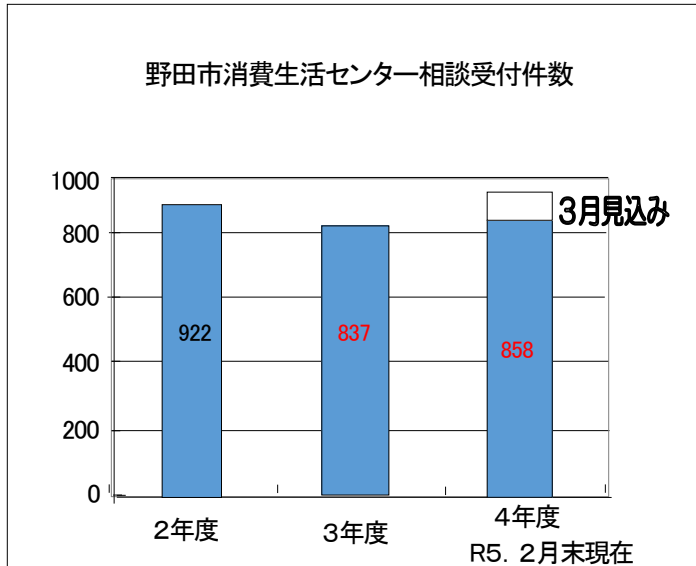


発行:野田市消費生活センター

増えてます！ 消費者トラブル



令和4年度も、様々な悪質商法や詐欺などが発生しました。悪質商法は次々と新しい手口となり、老若男女問わずトラブルに巻き込まれる可能性があります。

また、定期購入、訪問販売のトラブルの相談が多くなっています。

不安なことや困ったことがありましたら、お早めに消費生活センターにご相談ください。

相談ベスト3

令和4年4月～令和5年2月末現在（野田市消費生活センター受付）

1位 49件 商品一般（詐欺・架空請求など）

2位 46件 化粧品（定期購入に関するトラブルなど）

3位 39件 工事・建築・加工（家のリフォーム（屋根やトイレの工事）など）

インターネットやテレビショッピングでの定期購入に関するトラブル、訪問販売による家のリフォームのトラブルに関する相談が多く寄せられました



年代別相談件数

	～20歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～	不明
R5. 2月末	6	65	45	138	162	136	234	72

「自分は大丈夫！」と思っていませんか？

巧妙で悪質な手口の前では「絶対に大丈夫！」ということはありません。今一度よく確認し、安易な契約（購入）は避けましょう。

増えている消費者トラブル 注意!



「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に!?

(ケース1)

インターネットでの通信販売で、1回だけの購入のつもりが定期購入に!

(ケース2)

テレビショッピングをみて、化粧品を購入しようと電話した。お得に買う方法があると勧められ、お願いしたら、1か月後にも同じ商品が届いた。

確認したら、定期購入になっていた!

注意!

- ・「初回無料」「お試し価格」など、格安を強調!
- ・1回だけのつもりで注文していても、頼んだ覚えのない2回目以降の商品が届き、高額な請求が! 解約ができない、などのトラブルも!

対処方法

- ・インターネットでの通信販売では、1回限りの購入か、2回目からはいくらになっているか、解約の方法(※)など、注文を確定する前の画面で、**必要事項をしっかりと確認**するようにしましょう。大切なことは、小さい字で書いてあります。⇒これくらいの小さな字のことも!
- ※ 「電話で解約ができる」となっているても、電話がつかまらない、とのトラブルもあります。**電話以外の解約の方法があるかも確認**しておきましょう。
- ・注文した内容は紙に印刷する、スマホでは最終確認画面のスクリーンショット(※)を残しておくなどして、**証拠を残しておきましょう**。
- ※ スクリーンショット…お気に入りの画面や、メモとして残したい画面を画像として保存できる機能。略称は「スクショ」。



家の屋根が壊れている！？ 減らない訪問販売

(ケース1)

「近所で工事をしているのであいさつに来た」と訪ねてきた男性から、「お宅の屋根の瓦（かわら）が傾いているのが気になっていた。隣の家に落ちると大変だ。今なら残っている材料を使って、安く修理します」との話を持ちかけられ修理をお願いしたが、作業終了後、何十万円もの修理代を請求された！

注意！

- ・「修理しないと大変なことに」などと不安をあおり、その場で契約させる。
- ・「瓦が傾いている」などの説明が、事実でないことも？

対処方法

- ・決してその場では契約しない。家族や周囲の人に相談しましょう。
- ・工事を頼む際は、複数の業者から見積もりを取りましょう。

知っておこう！ クーリング・オフ制度 (特定商取引法による)

クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘など特定の取引方法で商品等を購入（契約）し、後で考え直して契約をやめたいと思った時、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフができる主な取り引きと期間

期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受けとった日から数えます。

取引内容	期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）	8日間
電話勧誘販売（電話勧誘による取引、電話をかけさせられた場合も含む）	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法、ネットワークビジネス）	20日間
特定継続的役務提供（語学教室、エステ、美容医療サービス等）	8日間
業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）	20日間
訪問購入（業者が店舗以外の場所で、商品の買い取りを行うもの）	8日間

など



通信販売（インターネットショッピング、テレビショッピングなど）にはクーリング・オフ制度はありません。事業者が返品可否や条件についての特約を設けている場合はそれに従うことになります。注文する前に必ず返品条件を確認しましょう。

まめメール配信しています

訪問販売や悪質商法などの被害から市民の皆さんを守るため、悪質商法の手口や情報などを、メールで配信しています。

空メールを送信し、登録案内メールが届いたら登録画面を開き、欲しい情報を選んで確認ボタンを押すと、登録完了です。

※ 通信料は、利用者側の負担となります。

登録用アドレス：t-noda@sg-m.jp

【登録用】
QRコード



出前講座を実施しています

消費生活センター相談員が、希望する団体の会場に出向き、悪質商法・架空請求などの手口や対処方法を紹介します。

ご希望の団体はお気軽にお問い合わせください。



- ◆ 日程：まずは市民生活課へご相談ください（土日可）。
- ◆ 料金：無料
- ◆ 問合せ：市民生活課コミュニティ係 04-7123-1083

その他 消費生活センターでは

年2回（5月と11月）、弁護士による無料相談会を実施しています。

詳しくは市報等でお知らせします。

借金問題、出会い系サイトトラブルなど、お困りの方はご利用ください。

発行・相談先：野田市消費生活センター

- 電話 04 - 7123 - 1084（直通）
- 相談時間 平日 午前10時から正午、午後1時から4時
（土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです）
- 所在地 野田市鶴奉7番地の1（市役所2階 市民生活課隣り）

※ 来庁、電話のどちらでもご相談できます。